

令和6年度

いじめ防止等のための  
基本計画

飯山市立東小学校

# 目次

はじめに……長野県いじめ防止等のための基本的な方針の改定点【概要】

……いじめの認知について

## 1 いじめ防止等のための基本計画について

(1) 目的・基本的な考え方 1

## 2 いじめ問題への対応について

(1) いじめの未然防止のための取組 2

(2) いじめの早期発見のための取組 3

(3) いじめが起きたときの対応 3

(4) いじめられた児童又はその保護者への支援 4

(5) いじめた児童への指導又はその保護者への助言 4

(6) ネット上のいじめへの対応 5

## <図、表>

図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織 6

図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ 7

表1 いじめ問題への取り組みの年間指導計画 8

資料1 保護者アンケート 9

# 1 いじめ防止等のための基本計画について

## (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

本校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止等のための基本計画」を策定しました。

## (2) 基本的考え方

「いじめ」とは

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条 第1項）

（注1） 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒がかかわっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

（注2） 「心理的」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

（注3） 「物理的」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

（注4） けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。（文科省：最終改定 平成29年3月14日）

「いじめに対する共通認識」

- ① いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる。
- ② 児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。
- ③ 児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。
- ④ 未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に児童の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続する。

## 2 いじめ問題への対応について

### (1)いじめの未然防止のための取組

- ①いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。
- ②児童に対して、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。
- ③幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を育てる。
- ④「ソーシャルスキル・トレーニング」や「ピア・サポート」により、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ⑤授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。
- ⑥全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。
- ⑦ 児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進（児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）する。
- ⑧いじめ防止基本方針の内容を必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関に説明する。

## (2)いじめの早期発見のための取組

- ① 定期的なアンケート調査や定期的な教育相談、Q Uテストの実施等により、いじめの実態把握に取り組む。
- ② 保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して児童を見守る。
- ③ 児童及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できるように保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- ④ 休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、日記等、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握する。
- ⑤ 学年会、教務会、職員会議等を通じて、集まったいじめに関する情報についても学校の教職員で共有する。

## (3)いじめが起きたときの対応

- ① 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ② 児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ③ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめ不登校対策委員会」(教頭)に直ちに情報を共有する。
- ④ 委員会が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ⑤ 指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

## (4)いじめられた児童又はその保護者への支援

- ①いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ② 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。
- ③いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

## (5)いじめに対する措置

- ①加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
  - ・いじめに係る行為が止んでいること
  - ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ②学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害者の支援を継続するため、支援内容、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

## (6)いじめた児童への指導又はその保護者への助言

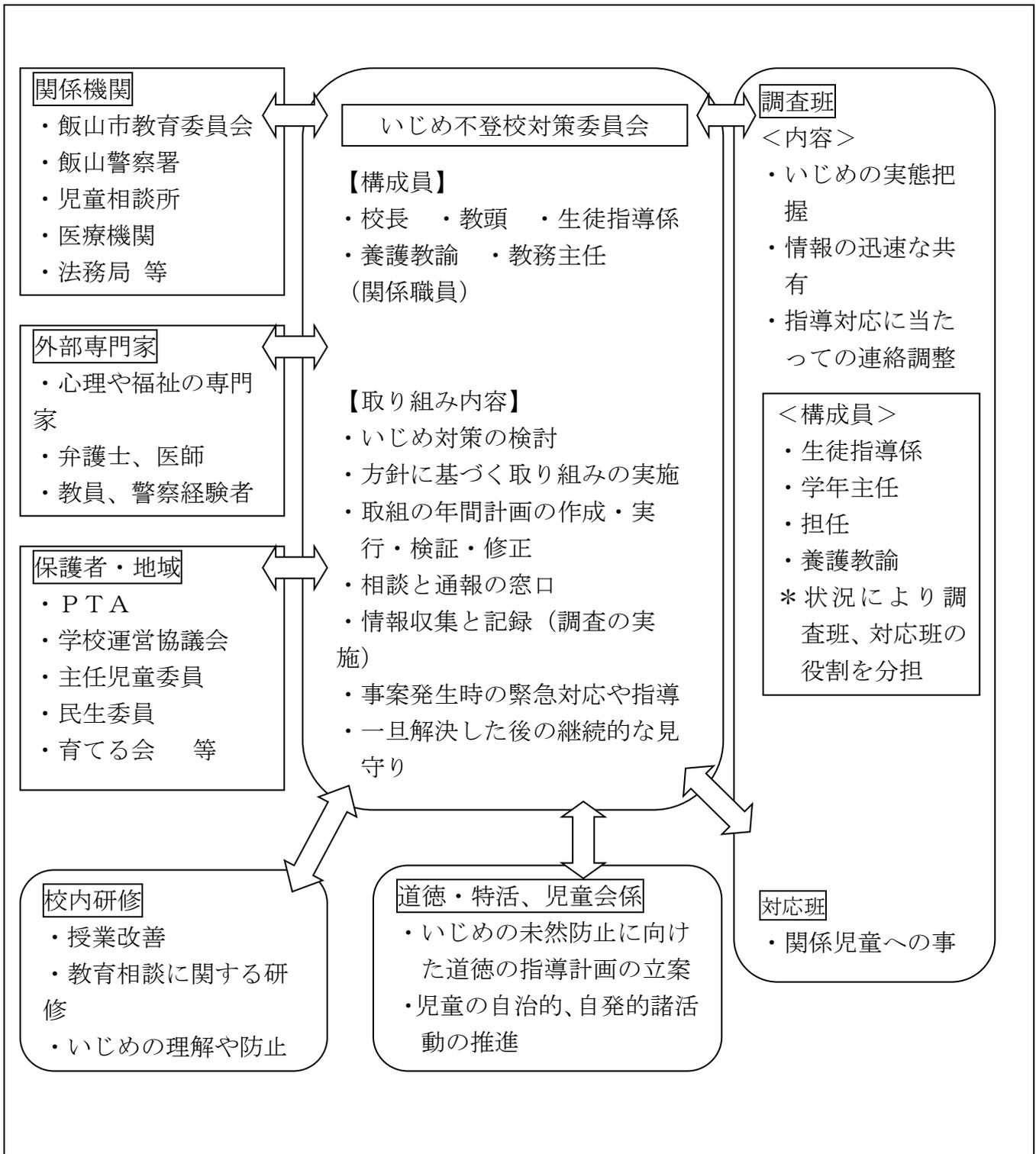
- ① いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ②事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

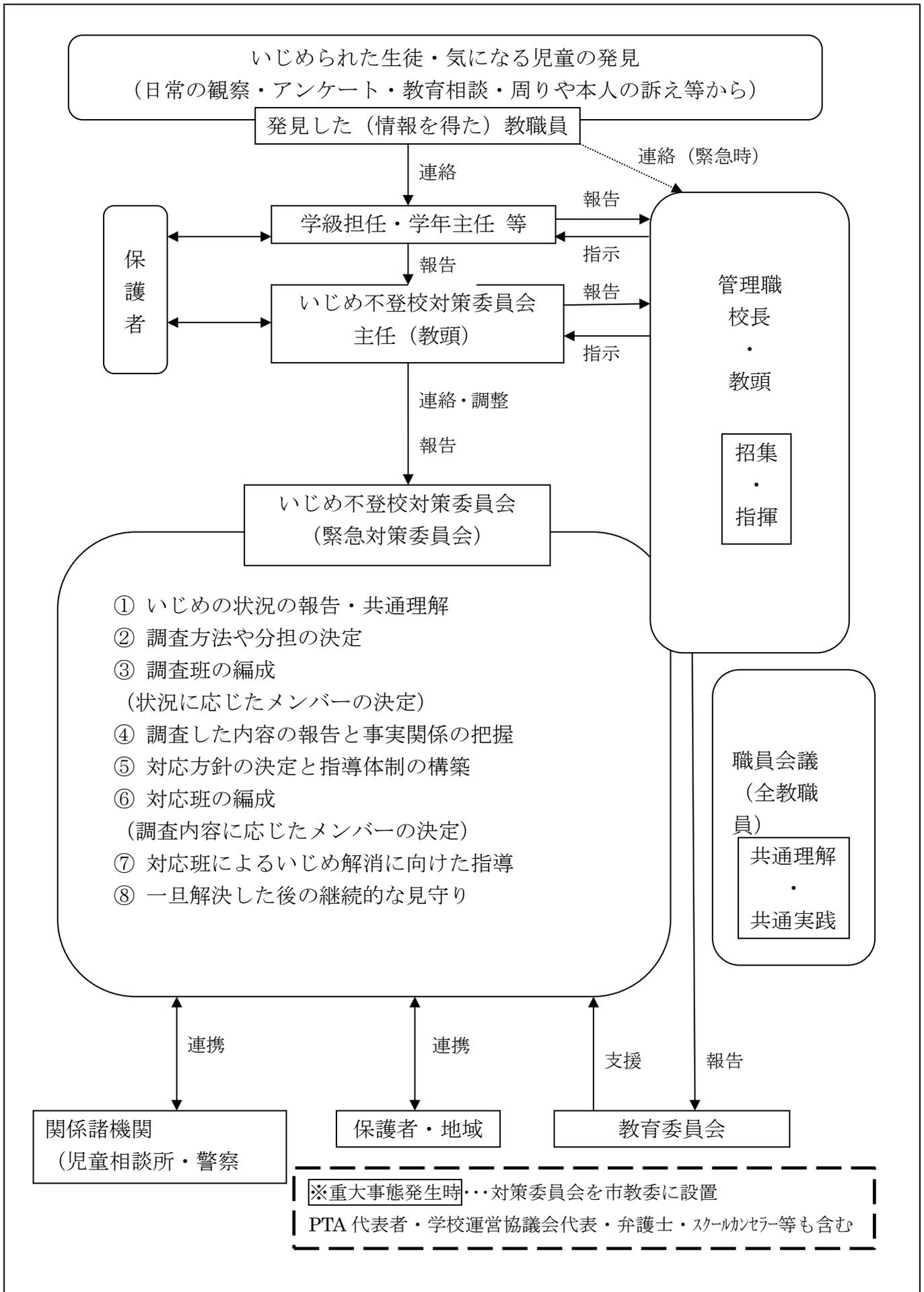
## (7)ネット上のいじめへの対応

- ①直ちに掲示板の管理人やプロバイダに削除を依頼する。（必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。）
- ②パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】



【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【表1 いじめ問題への取り組みの年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
校内委員会等	← 事案発生時、緊急いじめ対策委員会の実施 →												
	いじめ対策委員会 ・方針 ・計画 *職員会で共通理解		いじめ不登校対策委員会 ・1学期の反省 ・2学期の計画						いじめ不登校対策委員会 ・本年度のまとめ ・来年度の計画				
	P T A 総会、学年P T A 等での保護者への啓発 職員会		職員研修										
未然防止への取り組み	学級づくり 人間関係づくり		QUテスト							QUテスト	道徳・特活の指導計画見直し		
	希望者家庭訪問	相談週間	アンケート	なかよし旬間						相談週間	個別懇談会		
早期発見への取り組み			保護者アンケート							保護者アンケート	保護者学校評価		